

# 投票日は 5月17日(日) 川口市市長選挙 川口市議会議員補欠選挙

## 投票できるかた

①平成元年5月18日までに生まれたかたで、  
②平成21年2月9日までに川口市に転入届を出し選挙人名簿に登録されているかたです。



4月27日以降に、市内から市内へ転居届を出されたかたは、転居前の投票所で投票してください。投票するまでに、市外に転出されるかたは投票できません。(表1参照)

## 投票所入場整理券

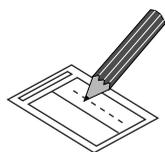
1人1枚の入場整理券を、世帯単位に封書で告示日以降に郵送します。投票所には、この入場整理券を必ず本人が持参ください。なお、入場整理券は、投票を円滑に行うようにするためのもので、投票用紙の引換券ではありません。

紛失や届いていない場合でも、投票資格があれば、投票することができます。投票日当日に、投票所の係員に申し出てください。

## 代理投票

身体の障害などで、候補者の氏名を書きことができない場合は、投票所の係員が代筆します。

代筆内容は、ほかに



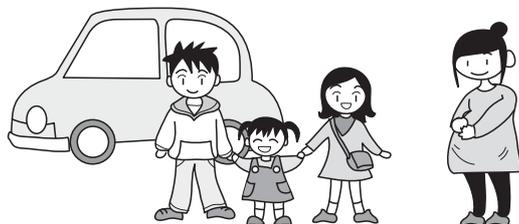
## 点字投票

もれる心配はありません。安心して申し出てください。

目の不自由なかたは、点字で投票することができます。投票所には、点字器と点字用の投票用紙、候補者氏名一覧が用意してあります。投票所の係員に申し出てください。

## 期日前投票

仕事や冠婚葬祭、レジャーなどで投票日当日に投票区内にいないかた、病気や妊娠などで歩行が困難なかたなど、一定の事由に該当すると見込まれる場合は、住所に関係なく市役所・各支所・川口駅前行政センターで期日前投票ができます。期日前投票所では、備え付けの宣誓書に住所・氏名などを記入していただきます。その際は、投票所入場整理券を持参ください。



紛失や届いていない場合は、係員に申し出てください。なお、期日前投票所の投票時間はそれぞれ異なりますのでご注意ください。(表2参照)

期日前投票の概要

表2 期日前(不在者)投票の概要

期間	5月11日(月)~16日(土)
時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市役所… 8:30~20:00</li> <li>●各支所…10:00~17:00</li> <li>●川口駅前行政センター…12:00~19:00</li> </ul>
場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市役所…青木2-1-1</li> <li>●新郷支所…東本郷944-1</li> <li>●芝支所…芝6247</li> <li>●戸塚支所…戸塚3-11-1</li> <li>●川口駅前行政センター…川口1-1-1</li> <li>●神根支所…神戸6-1</li> <li>●安行支所…安行原2155</li> </ul>

表1 投票の概要

投票の日時	5月17日(日) 7:00~20:00
告示日	5月10日(日)
選挙人名簿登録資格	<p>年齢要件…平成元年5月18日までに生まれた20歳以上のかた</p> <p>住所要件…平成21年2月9日までに転入届け出を済ませ市内に3カ月以上住んでいるかた</p> <p>※投票するまでに、市外に転出するかたは投票できません</p>
選挙人名簿の縦覧	<p>日時… 5月10日(日) 8:30~17:00</p> <p>場所… 市役所 5階 選挙管理委員会</p>

## ● 不在者投票

### ● 郵便などでの投票

身体障害者手帳などをお持ちのかたは、郵便などで投票ができます。(表3参照)

詳しくは、選挙管理委員会まで問い合わせください。

### ● 指定施設での投票

都道府県の指定する施設に入られて、投票日当日に投票所へ行くことが困難なかたは、その施設で不在者投票ができます。詳しくは、各施設に問い合わせください。

### (市内施設は表4参照)

### ● 滞在地での投票

仕事や旅行などで、ほかの市区町村に滞在し、投票日当日に投票所へ行くことができないかた、ま

たは期日前投票も利用することができます。あらかじめ「宣誓書兼請求書」を提出すれば、滞在中の市区町村の選挙管理委員会へ投票することができます。

## ● 選挙公報

選挙公報は5月13日(水)の新聞折り込みでお届けします。そのほか、市役所・各支所・川口駅前行政センター・各公民館・駅連絡室などにも置きます。

## ● 開票

開票は、即日開票で行います。開始時間は午後8時40分を予定しています。



## 投票・開票 速報は こちらまで



・テレホンサービス  
0180-994-525

・FAXサービス  
162→「プップ」#287  
→258-5877-01#→  
「アナウンス」→受話器を戻す

・パソコン用ホームページ  
<http://www.kawaguchi-senkan.jp/>

・携帯電話用ホームページ  
<http://www.kawaguchi-senkan.jp/m/>

問い合わせ…

選挙管理委員会 ☎259-7941・7942

表4 指定施設の名称と連絡先

川口市特別養護老人ホーム 川口市ケアハウス 川口市養護老人ホーム	☎280-1000 (サンテピア内)
埼玉県済生会川口総合病院	☎253-1551
川口市立医療センター	☎287-2525
斎藤記念病院	☎252-8762
川口工業総合病院	☎252-4873
益子病院	☎267-2211
安東病院	☎266-2611
佐藤産婦人科病院	☎251-6618
埼玉協同病院	☎296-4771
武南病院	☎284-2811
特別養護老人ホーム さざんかの郷	☎285-3550
東川口病院	☎295-1000
岡崎病院	☎267-2218
河合病院	☎222-0190
特別養護老人ホーム 紫水苑	☎294-8996
介護老人保健施設 ミレニアムマッシーランド	☎288-5700
介護老人保健施設 みぬま	☎294-9222
総合ケアセンター リバー・イン	☎261-5776
老健ねぎしケアセンター	☎286-7911
特別養護老人ホーム 和楽苑	☎298-9100
特別養護老人ホーム 春輝苑	☎240-6066
介護老人保健施設 グリーンビレッジ安行	☎299-0018
介護老人福祉施設 川口しあわせの里	☎283-3003
特別養護老人ホーム 川口シニアセンター	☎291-2120
きらめいとガーデン川口	☎227-5243
特別養護老人ホーム 川口かがやきの里	☎291-5060
特別養護老人ホーム 春香苑	☎222-2728

表3 郵便などでの投票の概要

対象となるかた	<p>身体障害者手帳をお持ちのかたで、両下肢・体幹・移動機能の障害の程度が1級もしくは2級、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害の程度が1級もしくは3級、免疫の障害の程度が1級から3級のかた。</p> <p>戦傷病者手帳をお持ちのかたで、両下肢・体幹の障害の程度が特別項症から第2項症まで、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害の程度が特別項症から第3項症までのかた。</p> <p>介護保険の被保険者証をお持ちのかたで、要介護状態区分が要介護5のかた。</p> <p>上記のいずれかに該当し、自ら投票の記載のできるかたで郵便等投票証明書をお持ちのかたです。</p>
郵便等投票による代理記載制度	<p>郵便等投票の対象者のかたのうち、自ら投票の記載のできないかたで、身体障害者手帳に上肢または視覚の障害の程度が1級のかた、または戦傷病者手帳の上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までのかたで、代理記載制度による郵便等投票証明書をお持ちのかたです。なお、選挙管理委員会へ代理記載人1人(選挙権を有する者)の届け出が必要です。</p> <p>※郵便等投票証明書の交付を受けるにはあらかじめ手続きが必要です。</p>
投票用紙の請求期限	5月13日(水) 17:00まで